

(別添)

「介護予防拠点整備事業」実施要綱(案)

1. 目的

介護保険制度の円滑な実施を図るためには、市町村が地域の実情に応じ、高齢者が要介護状態になったり、状態がさらに悪化することを予防するための事業や健康増進のための事業を進めるとともに、介護知識・介護方法の普及を図ることが必要であり、これらの事業を実施する拠点整備を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は市町村(特別区含む。以下同じ。)とする。

3. 交付の対象

(1) 施設整備費

ア 介護予防のための拠点整備事業

(例) 介護予防事業のための場の整備

(使用目的)

介護予防教室などの事業の実施(転倒予防・痴呆予防等)

(整備方法)

公民館等の公共施設の一部改修等

(例) 生きがい活動支援通所事業のための場の整備

(使用目的)

生きがい活動支援通所事業の実施

(整備方法)

学校などの空き教室や公共施設の一部改修・老人憩いの家、公民館、隣保館等に浴室・厨房等を増設等

(例) 屋内機能訓練施設の整備

(使用目的)

高齢者用屋内スポーツの実施

(整備方法)

公民館の改修、町民体育センター等の改修

イ 高齢者の健康増進のための拠点整備事業

(例) 高齢者能力活用センター(仮称)の整備

(使用目的)

趣味活動の場の提供、機能訓練B型の実施、高齢者ボランティアクラブの運営等

(整備方法)

新たな施設の建設、余裕教室の改修等

(例) 「ふれあいプラザ」「シニアプラザ」の整備

(使用目的)

健康の増進や教養の向上を図る

(整備方法)

新たな施設の建設、既存施設の改修等

ウ 介護知識・介護方法の普及を図るための拠点整備事業

(例) 世代間交流教室(仮称)の整備

(使用目的)

高齢者と小中学生の交流を通じた生涯教育の実施、
「憩いのサロン」の実施

(整備方法)

余裕教室の改修

(例) 介護実習を行う場所の整備

(使用目的)

家族介護者等に対し身近な場所で介護実習を行う場所
の整備

(整備方法)

市町村が特養等に併設・隣接して整備

(例) 施設から在宅へ移行するための施設の整備

(使用目的)

家庭に近い設備を用いて介護を実践

(整備方法)

市町村が特養等に併設・隣接して整備、民家の改修等

(例) 地域における高齢者ボランティア育成施設の整備

(使用目的)

定年退職者等に対しボランティアとしての研修を行う
場所の整備

(整備方法)

新たな施設の建設、既存施設の改修等

エ その他

(例) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業を実施する
場所の整備

(使用目的)

グループリビングの実施

(整備方法)

民家の改修等

(例) ショップモビリティのための場所の整備

(使用目的)

高齢者が買い物や散歩を楽しめる環境を整備し、高齢者の閉じこもり防止を図る

(整備方法)

空き店舗の改修、新たな施設の建設

(2) 設備整備費

上記事業を実施することに伴い必要となる設備及び介護予防機器類

4. 経費の負担

市町村がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生大臣が必要と認めた額とし、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。ただし、1市町村当たり複数の事業を実施して差し支えないが、1事業当たりの事業費は、施設整備費200万円以上、設備整備費10万円以上の事業について補助する。

5. 事業の実施期間

本事業は平成11年度補正予算(案)に計上されるものであるが、平成11年度内に事業が完了しないと見込まれる場合は、翌年度への繰り越し手続きをとることになるので留意願いたい。